

岩手県告示第737号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成10年岩手県告示第952号）で告示した雫石町篠崎鳥獣保護区、安代町安比高原鳥獣保護区、三陸町首崎鳥獣保護区、田老町佐賀部鳥獣保護区、新里村刈屋鳥獣保護区、普代村黒崎鳥獣保護区、野田村横合鳥獣保護区及び大野村青菜畑鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成20年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の雫石町篠崎鳥獣保護区の区域の表示 岩手郡雫石町地内の町道西根線と斉内川右岸との交点を起点とし、起点から町道西根線を南に進み町道雫石環状線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道高倉中央線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み雫石スキー場内の道路との交点に至り、同点から同道路を北東に進み斉内川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の安代町安比高原鳥獣保護区の区域の表示 八幡平市地内の安比岳国有林岩手北部森林管理署480林班に小班並びに481林班ろ、イ、ロ及びびハの各小班の区域
- 3 変更後の三陸町首崎鳥獣保護区の区域の表示 大船渡市三陸町越喜来首崎半島のうち国立公園第2種特別地域の区域
- 4 変更後の田老町佐賀部鳥獣保護区の区域の表示 宮古市地内の市道榎内海岸線と海岸線との交点を起点とし、起点から市道榎内海岸線を西に進み浄土ヶ浜自然歩道との交点に至り、同点から同歩道を北に進み市道榎内線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道榎内柄内浜線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み浄土ヶ浜自然歩道との交点に至り、同点から同歩道を北に進み向須賀沢との交点に至り、同点から同沢を北東に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を東に進みさらに南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 5 変更後の新里村刈屋鳥獣保護区の区域の表示 宮古市刈屋第11地割11番の1及び1番の12地内の久慈・閉伊川地域森林計画550林班から570林班までの全域
- 6 変更後の普代村黒崎鳥獣保護区の区域の表示 下閉伊郡普代村地内の主要地方道岩泉平井賀普代線と下閉伊郡普代村と下閉伊郡田野畑村の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道岩泉平井賀普代線を北西に進み黒崎川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を東に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を東に進みさらに南東に進み下閉伊郡普代村と下閉伊郡田野畑村の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 7 変更後の野田村横合鳥獣保護区の区域の表示 九戸郡野田村地内の主要地方道野田山形線と村道大葛線との交点を起点とし、起点から主要地方道野田山形線を北東に進み村道大葛横合線との交点に至り、同点から同村道を東に進みさらに南東に進み村道種綿線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道大葛日形井線との交点に至り、同点から同村道を南に進み村道横合ワサラビ線との交点に至り、同点から同村道を南に進みさらに西に進み民有林60林班28小班と国有林三陸北部森林管理署久慈支署84林班へ2小班の境界との交点に至り、同点から民有林61林班32、37、38、39、40、41、45、46、47の各小班、63林班20、21、22、16、14、12、11、10、9、2の各小班、65林班14、15、16、24の各小班と国有林三陸北部森林管理署久慈支署84林班へ3、ほ3、ほ2、ほ1、いの各小班、85林班は、へ、ぬ3、ぬ4、ぬ5、ろ1の各小班的境界を北西に進み村道大葛線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進み村道大葛線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 8 変更後の大野村青菜畑鳥獣保護区の区域の表示 九戸郡洋野町地内の町道青菜畑線と町道青菜畑線に通ずる山道との交点を起点とし、起点から町道青菜畑線を南東に進みさらに北東に進み九戸郡洋野町と久慈市の境界に至る稜線との交点に至り、同点から同稜線を南西に進み九戸郡洋野町と久慈市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み町道青菜畑線に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域